

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 松山市 | 神浦地区(神浦集落) | 令和3年1月22日 | 令和6年2月5日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|-------------------------|
| ①地区内の耕地面積 | 157.6ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 129.9ha |
| i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 1.3ha |
| ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 58.5ha |
| iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 55.3ha |
| ③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 30.8ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | -1.44ha (うち、増0.52ha) |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は12.3ha。しかし、「農地の受け手となり、規模拡大したい」と回答した農家は3人であり、担い手不足になっている。</p> <p>現状、70才以上かつ後継者がいない農地の所有者又は耕作者の耕作面積30.8haは、近いうちに耕作放棄地となる。</p> <p>島内には不在地主の農地があり、耕作されない荒廃農地が増えている。</p> <p>口約束での貸借があり、法令に基づく貸借が行えていない。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>今後、耕作されない園地については、中心経営体である認定農業者等14経営体が担うほか、地区外や島外から移住する新規就農者など地縁的なつながりのある農業者も含め、法令に基づいて担い手に農地を集約化することを基本に貸借を進め、耕作のしやすい地区内の優良な園地を優先に守っていく。</p> |
| <p>法令に基づく貸借を進めるため、柑橘品種に応じた生産基盤の整備を進めておく。</p> |

中心経営体

| 属性 | 農業者(氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|------------|------|----------|--------------|----------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | A | 柑橘 | 2.00 ha | 柑橘 | 1.50 ha | |
| 認農 | B | 柑橘 | 2.05 ha | 柑橘 | 1.75 ha | |
| 認農 | C | 柑橘 | 1.20 ha | 柑橘 | 1.20 ha | |
| 認農 | D | 柑橘 | 2.40 ha | 柑橘 | 1.70 ha | |
| 認農 | E | 柑橘 | 1.60 ha | 柑橘 | 1.60 ha | |
| 認農 | F | 柑橘 | 1.63 ha | 柑橘 | 1.42 ha | |
| 認農 | G | 柑橘 | 0.89 ha | 柑橘 | 1.00 ha | |
| 認農 | H | 柑橘 | 1.20 ha | 柑橘 | 1.20 ha | |
| 認農 | I | 柑橘 | 1.37 ha | 柑橘 | 1.37 ha | |
| 認農 | J | 柑橘 | 2.10 ha | 柑橘 | 1.85 ha | |
| 認農 | K | 柑橘 | 2.00 ha | 柑橘 | 2.00 ha | |
| 認農 | L | 柑橘 | 1.06 ha | 柑橘 | 1.06 ha | |
| | M | 柑橘 | 2.21 ha | 柑橘 | 2.21 ha | |
| 認農 | N | 柑橘 | 1.50 ha | 柑橘 | 1.70 ha | |
| 認就 | O | 柑橘 | 1.31 ha | 柑橘 | 1.32 ha | |
| 認就 | P | 柑橘 | 0.80 ha | 柑橘 | 1.00 ha | |
| 計 | 16人 | | 25.32 ha | | 23.88 ha | |

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

| |
|---|
| <p>【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、173筆、12.3haとなっている。地区内の耕作のしやすい優良園地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地の貸借を進める。また、地区外の農業者や島外からの熱心な移住就農者への貸借も進めていく。</p> |
| <p>【農地中間管理機構の活用方針】 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農業委員会に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者で行うなど、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。</p> |
| <p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備、園内道等の整備に取り組む。また、園地の区画整理、園内道、水路等農業用施設の整備に取り組む。</p> |
| <p>【新規の優良品種や施設・機械の導入方針】 新たに光センサー選果機を導入することで、農業者の負担軽減や柑橘の高品質化に取り組み、地域全体の所得向上につなげる。</p> |
| <p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 中島地区イノシシ被害防止対策連絡協議会と連携しながら、鳥獣害対策体制をより強固なものにし、引き続き集落ぐるみで対策を講じていく。</p> |
| <p>【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、地域で連携して、園地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス、モノレールの点検・補修など日頃から意識して防災・減災活動に取り組む。</p> |